

第6回小浜市農業委員会議事録
(縦覧用)

と き 令和2年11月30日(月)午後4時00分

ところ 働く婦人の家 2階 中会議室

出席委員

1 番 赤尾裕子	2 番 松井和幸	3 番 東清俊
4 番 和田千代		6 番 早俊夫
7 番 福永吉孝		9 番 岡田昌樹
10 番 西田尚夫		

欠席委員

5 番 松尾志信	8 番 河嶋幸男	

遅刻委員

出席事務局 的場 G L、大和、奥村

令和 2 年 1 1 月 3 0 日（月）午後 4 時 0 0 分小浜市働く婦人の家 中
会議室において、第 6 回小浜市農業委員会を開催する。

提出議案は、次のとおり

議案第 1 6 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 1 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 1 8 号 現況証明申請について

議案第 1 9 号 小浜市農用地利用集積計画の承認について

議案第 2 0 号 小浜市農用地利用配分計画案の意見聴取について

【議長】第6回の小浜市農業委員会にご出席いただきまして、ありがとうございます。今月の議案審議に入ります前に、小浜市農業委員会会議規則第14条の規定により、本日の会議の議事録署名人として2番 松井委員、3番 東委員を指名いたします。なお、現地調査委員は、9番 岡田委員、1番 赤尾委員でした。それでは、『議案第16号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について』を上程いたします。事務局の説明をお願い致します。

【事務局】それでは議案第16号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明申し上げます。1件ございます。申請者は〇〇〇〇、〇〇、申請土地の表示について〇〇〇〇、地目は登記、現況共に田、面積は781㎡のうち252.81㎡。利用状況は水稻、10a当の収穫高は480kg。土地利用等関係法令表示について都市計画区域内工業地域、農業振興地域外。転用目的は駐車場・農機具置場・家庭菜園。事業又は施設の概要は駐車場4台分と農機具置場および家庭菜園です。申請者は申請地近辺の農地で耕作をしていますが自宅から離れているために、農機具置場を整備し、合わせて駐車場と家庭菜園を設けて利用する計画です。申請地は都市計画法の用途地域内でありまして、第3種農地に該当するため、転用可能と考えます。以上です。

【議長】はい、ありがとうございます。続きまして、現地調査委員の報告をお願い致します。

【9番委員】それでは現地調査の結果を報告させていただきます。26日の日に赤尾委員と事務局で現地調査に行ってまいりました。まず、4条の1件目ですが、場所は、これが〇〇でこれが〇〇が走ってまして、これが〇〇の集落。〇〇の〇〇の〇〇の後ろから〇〇の前のこの一町になっているうちの真ん中だけを地主の〇〇さんが駐車場と農機具置場にされるということで、特にこの場所は用途地域でもありますので、周辺に及ぼす影響もないようでございますので、問題ないかなという風に判断をさせていただいたところです。以上です。

【議長】はい、ありがとうございます。それではご審議願います。何かご意見等ございませんか。

【6番委員】真ん中だけというのは変やな。

【9番委員】すいません、申し遅れました。実は5条で両サイドが出てまいりますので。

(審議)

【議長】ほかにございませんか。それではないようですので、異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

【議長】はい、ありがとうございます。挙手全員ですので、『議案第16号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について』は、原案どおり県へ進達させていただきます。続きまして、『議案第17号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を上程いたします。事務局の説明をお願い致します。

【事務局】それでは、議案第17号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明申し上げます。全部で4件ございます。番号1、申請者、使

用貸人、〇〇〇〇、〇〇、使用借人、〇〇〇〇、〇〇。申請土地の表示について所在地番は〇〇、〇〇。地目はいずれも登記簿が畑、現況がそれぞれ宅地および道路となっております。面積はそれぞれ155㎡、33㎡。利用状況はいずれも不耕作。10 a 当の収穫高はありません。土地利用等関係法令表示について都市計画区域外、農業振興地域内農用地区域外。転用目的は住宅建築。事業又は施設の概要について住宅1棟・進入路。備考として始末書が提出されております。申請地のうち、〇〇については、農振農用地であったため、6月に農振除外の審議をしていただいた案件です。申請地には元々蔵が建っており、使用貸人の先代から、長年宅地として利用されてきました。そのため、農地であることを知らずに、蔵を取り壊し、新居の建築に着工し、融資を受ける際に調査したところ、農地であることが判明したとのことで、始末書が提出されております。10月に農振除外手続きが完了したため、今回、転用申請を提出されました。申請地は、農業公共投資の対象となっていない集落内の農地で、その他2種農地に該当します。許可要件としては、日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当するため、転用可能と考えます。

続きまして番号2、申請者、使用貸人、〇〇、〇〇、使用借人、〇〇、〇〇。申請土地の表示について、所在地番は〇〇、〇〇。地目は登記簿がいずれも田、現況がいずれも宅地。面積はそれぞれ109㎡、304㎡。利用状況はいずれも不耕作。10 a 当の収穫高はありません。土地利用等関係法令表示について都市計画区域内用途指定なし、農業振興地域内農用地区域外。転用目的は住宅建築。事業又は施設の概要について住宅1棟。こちらも始末書が提出されております。申請地のうち、〇〇には、昭和55年頃、使用貸人の父が建物を建築し、さらに平成9年頃には〇〇の筆にかけて建物を増築し、宅地として利用してきたとのことで、始末書が提出されております。申請地は、農業公共投資の対象となっていない集落内の小集団の農地であり、第2種農地に該当します。許可要件として、日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当するため、転用可能と考えます。

続きまして番号3、申請者、使用貸人、〇〇、〇〇、使用借人、〇〇、〇〇。申請土地の表示について、所在地番は〇〇。地目は登記、現況ともに田。面積は781㎡のうち264.47㎡。利用状況は水稻。10 a 当の収穫高は480kg。土地利用等関係法令表示について都市計画区域内工業地域、農業振興地域外。転用目的は住宅建築。事業又は施設の概要について住宅1棟および駐車場3台分です。申請地は都市計画法の用途地域内であり、第3種農地に該当するため、転用可能と考えます。

続きまして番号4、申請者、譲渡人、〇〇、〇〇、譲受人、〇〇、〇〇。申請土地の表示について所在地番は〇〇。地目は登記、現況ともに田。面積は781㎡のうち264.47㎡。利用状況は水稻。10 a 当の収穫高は480kg。土地利用等関係法令表示について都市計画区域内工業地域、農業振興地域外。転用目的は店舗兼住宅建築。事業又は施設の概要について店舗兼住宅1棟、駐車場3台分です。申請地は都市計画法の用途地域内であり、第3種農地に該当するため、転用可能と考えます。以上です。

【議長】はい、ありがとうございます。続きまして、現地調査委員の報告をお願い致します。

【9番委員】それでは5条の4件について。まず1件目ですが、〇〇の集落、これ県道がずっときているんですけど、きたところからちょっと入ったところに、元々ここが前の道でして、ここに本宅がありまして、ここには土蔵が建っておったようです。この息子さんの家を建てるにあたって、融資の関係で確認したところ農地であったということで、まあ元々屋敷として使っておられたようですので、これについても問題ないかなと思います。始末書がついております。

次は、〇〇の集落があって、これ〇〇が走っていて、〇〇の集落の一番奥。ここも始末書付きの案件でございまして、元々〇〇さんのお父さんがここに農舎を、これ今建っているんですけど、半分壊してある状況です。農舎を建てられておったということで、その農舎の一部を取り壊しまして、ここに〇〇さんの息子さんの家を建てられるということで計画をされておるようでございます。取り壊したあとなので、更地になっております。この農舎については昭和55年頃から平成の初めの頃に建てられたものらしいんですけど、これも現況から見て既に宅地化しているので、周辺に及ぼす影響も考えられませんので問題ないかなという風に判断をさせていただきました。これも始末書がついております。

3件目です。先ほど4条で審議していただきました部分の隣、まず〇〇側の土地ですけれども、ここに〇〇さんの娘さんの旦那さん、〇〇さんがここを借りて家を建てるということでございます。これも用途地域の工業地域に入っているんですけど、問題ないかなという風に判断させていただきました。場所はこんな状況です。

次、4件目です。4件目はこの田んぼの一番、〇〇側です。これは〇〇の〇〇さんという方がここに店舗付き住宅を建てられるということで、工業地域ですけれども問題ないかなという風に判断させていただきました。ちなみに3番目の〇〇さんと4番目の〇〇さんは関係ないそうです。以上です。

【議長】はい、ありがとうございます。それではご審議願います。何かご意見等ございませんか。

(審議)

【議長】ございませんか。それではないようですので、異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

【議長】はい、ありがとうございます。挙手全員ですので、『議案第17号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について』は、原案どおり県へ進達させていただきます。

【議長】続きまして『議案第18号 現況証明申請について』を上程いたします。事務局の説明をお願い致します。

【事務局】では、議案第18号 現況証明申請について、説明申し上げます。4件でございます。番号1、申請者は〇〇、〇〇。申請土地の表示について、所

在地番、〇〇、地目は登記簿が畑、現況が非農地。面積が62㎡。証明を必要とする理由として、平成5年に倉庫を建築し、自宅敷地の一部として使用してきました。現況にあった地目に変更したいとのことで申請されております。5条申請の番号1と同じく、農振農用地であったため、6月に農振除外の審議をしていただいた案件です。10月に農振除外手続きが完了したため、今回、現況証明申請を提出されました。税務課の建物評価証明が提出され、20年以上前から宅地として利用されていることが確認できるため、証明についてはやむを得ないと考えます。

続きまして番号2、申請者は〇〇、〇〇。申請土地の表示について、所在地番は〇〇、〇〇、地目は登記簿がいずれも畑、現況がいずれも非農地。面積がそれぞれ142㎡、112㎡。証明を必要とする理由として、昭和62年に申請者の父が住宅を建築し、自宅敷地として使用されてきました。現況にあった地目に変更したいとのことで申請されております。平成7年に撮影された、国土地理院の航空写真が提出され、20年以上前から宅地として利用されていることが確認できるため、証明についてはやむを得ないと考えます。

続きまして番号3、申請者は〇〇、〇〇。申請土地の表示について所在地番は〇〇、地目は登記簿が畑、現況が非農地。面積が360㎡。証明を必要とする理由として、昭和61年に申請者の父が住宅兼車庫を建築し、自宅敷地として使用されてきました。現況にあった地目に変更したいとのことで申請されております。平成7年に撮影された、国土地理院の航空写真が提出され、20年以上前から宅地として利用されていることが確認できるため、証明についてはやむを得ないと考えます。

続きまして番号4、申請者は〇〇、〇〇。申請土地の表示について所在地番は〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、地目はいずれも登記簿が畑、現況が非農地。面積がそれぞれ630㎡、225㎡、280㎡、75㎡。証明を必要とする理由としまして申請地には、昭和52年に建築した住宅のほか、昭和57年建築の倉庫や明治以前に建築した蔵など、6棟の建物があり、自宅敷地として使用されてきました。現況にあった地目に変更したいとのことで申請されております。税務課の建物評価証明が提出され、20年以上前から宅地として利用されていることが確認できるため、証明についてはやむを得ないと考えます。以上です。

【議長】はい、ありがとうございます。続きまして、現地調査委員の報告をお願い致します。

【9番委員】それでは現況証明が4件ございまして、まず1件目ですけれども先ほどの〇〇の〇〇さんの敷地の中の1画でございまして、6月に農振除外の審議をした場所でございます。写真のとおり、上に建物が建っておりまして、平成5年に建てられたということでございます。状況から見て、確かに農地ではないなということでございます。

次、2件目でございます。〇〇の〇〇でございまして、これ〇〇でございまして、これが〇〇の集落。ここが〇〇さんの事務所があるところです。この三叉路からちょっと入ったところで場所はこんなところでございまして、写真のとおり、既に家が建てられております。昭和62年に建てたらしいんですけ

ど、敷地のうち、〇〇と〇〇だけが農地になっておったようでしてほとんどがもう既に家を建てられておるということで、このような状況から農地でないことは明らかでございます。

次、3件目です。〇〇の集落がここでございます、これが〇〇川、それからこれが〇〇で〇〇の一番こっち側というか〇〇、〇〇寄りのここに〇〇橋という橋を渡ったところでございます。状況はこんな状況でございます、昭和61年にお父さんが家を建てられたということで、そのお父さんも今は生存しておられないらしいんですけど、こういったところにこの倉庫兼車庫のようなものが建っておりました。この図面から見ますと敷地に随分余裕があるようなんですけど、実際はこのような状況でここに本宅がありまして、本宅の前ということで、それも含めて農用地から除外するという点については問題ないかなという風に判断させていただきました。

次、4番目でございます。〇〇の集落です。ここに〇〇がございまして、〇〇の〇〇するところからずっと上の方に上った、地図でいうと一番外れ、ちょっといくとここに壁に絵が書いてあるところです。状況ですけれどもこれが本宅です。小屋の向こうに本宅があつて、本宅の向こうに倉庫が建っております。以前に〇〇さんが建設業を営んでおられたようで、昔から宅地として使われておられたようです。元々敷地の中の一部には古い土蔵も建っております、以前から住宅の敷地または建設業の倉庫として使われておったようで、これも現況に合った地目に変更するのもやむを得ないかなという風に判断をさせていただきました。以上です。

【議長】はい、ありがとうございます。それではご審議願います。何かご意見等ございませんか。

(審議)

【議長】ございませんか。それではないようですので、異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

【議長】はい、挙手全員ですので、『議案第18号 現況証明申請について』は、原案どおり決定させていただきます。

続きまして『議案第19号 小浜市農用地利用集積計画の承認について』を上程いたします。事務局の説明をお願い致します。

【事務局】議案第19号、小浜市農用地利用集積計画の承認について、説明をさせていただきます。小浜市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に基づく利用権設定等促進事業について下記のとおり令和2年度小浜市農用地利用集積計画の案を作成し、利用権の設定を受ける者及び当該土地について、所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利、又は、その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得たので、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき同意を求め、ということでございます。議案書を1枚お捲りください。農用地利用集積計画の一覧表となっております。別に詳細な議案を添付しておりますが、一覧表で説明をさせていただきます。全て中間管理権の利用権設定になります。〇〇地区では13筆、6,568

m²。〇〇地区で5筆、13,007m²、〇〇地区で9筆、22,907m²、〇〇地区で1筆、4,744m²となっております。〇〇での集積でございますが今年2月に〇〇地区での大部分の集積は行いましたが未相続農地で2月に集積できなかった部分を預け入れるものでございます。〇〇地区、〇〇での集積につきましては今まで地権者の〇〇さんが耕作されておりまして、平成27年に〇〇では集積を行っておりますが、その際には機構に入っておりませんでした。今回、〇〇さんが亡くなられてまして、相続人の方が機構に農地を預け入れたいとのことでございます。〇〇・〇〇地区、〇〇と〇〇の集積でございますが、こちらにつきましては平成28年に〇〇・〇〇地区で集積した際に大規模に集積されておりますけれども、今回申請の農地につきましては個人耕作地等によって集積がされておりましたが、集積から数年経ち、地権者も高齢になり、耕作が難しくなり、今回機構に預け入れたいとのことでございます。要件の確認でございますが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項で農用地の全てを効率的に耕作すること、並びに農作業に常時従事することが定められておりますが、〇〇である〇〇は要件の例外が適用されることになってございます。説明は以上でございます。

【議長】はい、ありがとうございます。それではご審議願います。何かご意見等ございませんか。

(審議)

【議長】ないようですので、異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

【議長】はい、ありがとうございます。挙手全員ですので、『議案第19号 小浜市農用地利用集積計画の承認について』は、原案どおり異議なしとさせていただきます。

続きまして、『議案第20号 小浜市農用地利用配分計画案の意見聴取について』を上程いたします。事務局の説明をお願い致します。

【事務局】議案第20号、小浜市農用地利用配分計画案の意見聴取について、説明させていただきます。こちらにつきましては、先ほどの集積の配分となります。議案書を1枚お捲りください。先ほどの集積する農地の担い手への配分先につきましては、農業委員会の意見を求めるということでございます。こちらにも別に詳細な議案、並びに集積のうちの位置図をお付けさせていただいております。こちらの一覧表で説明をさせていただきます。〇〇地区、〇〇での集積の配分先は全て〇〇となっております。〇〇地区、〇〇での集積につきましては〇〇となっております。〇〇地区につきましては〇〇氏、〇〇、〇〇に集約して配分を行います。また、〇〇、〇〇地区につきましては〇〇が配分先となっております。いずれの担い手につきましても認定農業者でして、農用地の全てを効率的に耕作することと農作業に常時従事する要件を満たしております。説明は以上でございます。

【議長】はい、ありがとうございます。それではご意見ございませんか。

【6番委員】すいません、教えていただきたいんですけど、先の説明でも一緒なんですけど、賃貸借なんですけど、何でこんなにばらつきがあるんですか。

【議長】はい、これ私の方からでよろしいですか。8,000円というのは大区画にしたところ。今、土地改良の費用を20年、25年償還でやっているところを8,000円。2,500円というのは、大体30年前、昭和50年ぐらいに30aの区画をしたところ。それ以外のところは0円とかいう形で、3段階でやらせてもらっています。土地改良しますと費用を返さないといけませんので、その分を。〇〇は大体5,000円と2,500円。〇〇は大体、8,000円と2,500円と0円というような形にさせてもらっています。ほんとですと、全部0円が一番いいんですけど。

【議長】はい、他にご意見ないですか。それではないようですので、異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

【議長】はい、ありがとうございます。挙手全員ですので、『議案第20号小浜市農用地利用配分計画案の意見聴取について』は、原案どおり「異議なし」とさせていただきます。

【議長】これですべての議案を終了しました。他に皆様方から何かご質問等ございませんか。ないようでしたら以上をもちまして、第6回農業委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。

令和 年 月 日

【議長】

署名委員
